

(仮称) 習志野市手話や点字等の利用をすすめて、障がいのある人もない人も絆を 深め、互いに心をかよわせるまちづくり条例（案）について

条例制定の背景

条例制定の背景として条約や法で、次のような内容がうたわれています。

- ① 「障害者の権利に関する条約」平成 18 年国連採択、平成 26 年 2 月発効
→「言語」とは音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう、と規定されている。また、障がい者が表現及び意見の自由が確保できるよう、情報及び考えを求め、受け及び伝えることができるようにするための措置を取るべきことが規定されている。
- ② 「障害者基本法」平成 23 年 8 月改正
→手話の言語性が明文化されるとともに、障がい者の情報取得の機会拡大が規定された。
- ③ 「障害者総合支援法」平成 25 年 4 月改正
→手話通訳や要約筆記、触手話や指点字、代読や代筆、ボードによる意思の伝達などを新たに意思疎通支援という名称を用いて幅広く解釈できるようにした。
- ④ 「障害者差別解消法」平成 28 年 4 月施行予定
→ 第 7 条第 2 項行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、(中略)社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

本市における条例の必要性

「障害者の権利に関する条約」を受け改正された「障害者基本法」においては、全ての障がい者の、情報取得・利用及びコミュニケーションの手段を選択する機会が確保されることが規定されています。

また、「障害者基本法」により手話の言語性が明記されたことにより、全国的に言語としての手話の普及及び理解の促進を図る条例を制定する動きが出てきております。

一方で、東日本大震災の際、本市においても障がいのある方が、情報の取得・利用やコミュニケーションを図ることが困難であることから、避難時に的確な行動がとれないといった課題が明らかとなりました。また、台風などの災害時においても、駅などで交通機関の乱れの状況が把握できず、不安を抱えた経験を訴える方もいます。

こうした状況のなかで、情報の取得・利用やコミュニケーションが保障される環境整備を推進するとともに、手話の普及や理解の促進のための条例を制定し、障がいの有無に関わらず、共に暮らしやすい共生社会の実現という、本市の意思を明確に示していく必要があります。

条例の目的

障がい者等が多様な情報取得・利用及びコミュニケーションの手段を選択することができ情報の取得・利用や円滑なコミュニケーションが図れる等、地域生活において最低限必要となる情報及びコミュニケーションの保障を図り、手話の普及及び理解の促進を図り、もって誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えながら生きる「共生社会」を築くことを目的とします。

条例の趣旨

障がいの有無に関わらず全ての市民が相互に尊重しながら地域で共生する社会を進めていくために、次の 2 つを趣旨としています。

- ① 身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい等、すべての障がい者が地域で不自由なく情報の取得・利用やコミュニケーションが図れるよう、それぞれの障がいを理解すると同時に、個々の障がいに合った情報、コミュニケーションの保障の推進に努める。
- ② 手話がろう者の日常的な言語であり、音声言語（日本語など）と対等な言語であることの理解促進に努め、手話が普及する環境の整備を図り、地域社会で手話を自由に使用できるように努める。

本市各計画との整合性

本市の以下の計画とともに支え合いながら安心して暮らせる地域社会を目指しています。

- ① 「習志野市地域福祉計画」（計画期間平成 26～31 年度）
社会的に弱い立場にある人の人権を守り、地域の一員として包み、支えあい、あらゆる人の存在価値を認める「ソーシャル・インクルージョン（社会的包容）」の取り組みを地域住民とともに進め、誰もが安心して暮らせる「バリア」のない地域社会の構築を目指す。
- ② 「習志野市障がい者基本計画」（計画期間平成 24～29 年度）
互いの支えあいながら生きる「共生社会」を実現するために「誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域でありのままに暮らすことのできる社会」を基本目標として掲げている。